

訴 状

令和5年8月31日

東京地方裁判所民事部 御 中

5

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

10 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金165万円

ちょう用印紙額 金1万4000円

15

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告酒井久男に対して、金55万円及びこれに対する令和5年2月9日から支払済みに至るまで年3%の割合による金員を払え。
- 2 被告は、原告藤井敦子に対して、金110万円及びこれに対する令和5年2月9日から支払済みに至るまで年3%の割合による金員を払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

25

第2 当事者及び背景事情

1 原告ら

(1) 原告酒井久男

ア 原告酒井久男（以下「原告酒井」という。）は、横浜市青葉区鉄町に居住する住民であり、青葉消防団第一分団に30年間所属し、横浜市青葉区消防団部長を務め、横浜市青葉区すすき野連合自治会の名誉顧問を長きにわたり務めた地元地域の功労者である。

イ 原告酒井は、横浜市青葉区すすき野地区で起きた副流煙を巡る4500万円もの高額訴訟の被告である訴外藤井将登（以下、「訴外藤井将登」という。）及びその妻である原告藤井敦子の支援を行っている者である。

この訴訟は、すすき野地区で長年PTAや自治会活動に携わる原告藤井敦子（以下、「原告藤井敦子」という。）の夫である訴外藤井将登の副流煙が病因で、隣人家族3名が受動喫煙症・化学物質過敏症を罹患したとして、訴外藤井将登に対して損害賠償と自宅での禁煙を求めて、平成29年（2017年）11月21日に横浜地方裁判所に提起された副流煙を巡る高額訴訟である（横浜地方裁判所平成29年（ワ）第4952号、以下「別件訴訟①」という。甲1）。

(2) 原告藤井敦子

ア 原告藤井敦子は、原告藤井敦子の住所地に所在する集合住宅である「すすき野第二団地」に居住する住民である。原告藤井敦子の夫である訴外藤井将登は、平成29年（2017年）11月21日、斜め上に居住する訴外●●●●（以下「訴外●●●●」という。）、同●●●●●●●●（以下「訴外●●●●●●●●」という。）及び同●●●●●●●●（以下「訴外●●●●●●●●」という。なお、訴外●●●●●●●●、訴外●●●●●●●●及び訴外●●●●●●●●の3名を合わせて「訴外●●●●ら」という。）から、訴外藤井将登の喫煙行為により受動喫煙症・化学物質過敏症に罹患したとして、損害賠償として合計約4500万円と自宅での喫煙行為の禁止を求める別件訴訟①を提起された者である（甲1）。

「受動喫煙症レベル3」と診断した（受動喫煙症にはレベルは0～5まであり、レベル3が真ん中で、最も重篤なレベル5は被告作田の説明によると【致死レベル】である。）。

イ 訴外●●●の診断書（甲9）

5 被告作田は訴外●●●の診断書に「1年前から団地の1階のミュージシャンがいてデンマーク産のコルトとインドネシアのガラムなど甘く強い香りのタバコを四六時中吸うようになり、徐々にタバコの煙に敏感になっていった。」と記載し、訴外藤井将登が病因だと特定した。被告作田は訴外●●●を「受動喫煙症レベル4・化学物質過敏症」と診断した。

10 ウ 訴外●●●の診断書（甲10）

訴外●●●は体調が悪く、診察を受けに行く代わりに母親である訴外●●●に委任状を渡した。被告作田は、その委任状と他の医師が書いた診断書を元にして、「受動喫煙症レベル4・化学物質過敏症」との診断書を作成した。

15 (4) 令和元年（2019年）11月28日、別件訴訟①の第1審である横浜地方裁判所は、被告作田のこの行為が医師法20条違反にあたりと判示した（甲3・12頁）。原告藤井敦子は、この事実を日本赤十字医療センター（以下「日赤」という。）の院長である訴外本間之夫に伝え、被告作田の処分を求めた（甲11, 甲12）。その後、被告作田は、令和2年（2020年）3月末日をもって日赤を除籍となっている。

20 (5) なお、被告作田が所属する日本禁煙学会は、喫煙撲滅を目指し、積極的に政府や議会への進言を行っている団体である（甲13）。日本医学会連合会には加盟しておらず、一般社団法人である。

25 日本禁煙学会は、独自に「受動喫煙症」という病名を作り、診断書を作成しているが、「受動喫煙症」という病名は国際基準であるICD10には割り当てられておらず、厚労省も認めていない病名である。

第3 被告作田による不法行為

1 原告酒井に対する名誉毀損行為

5 (1) 令和5年(2023年)2月9日、横浜地方裁判所における被告作田の被告本人尋問の際に、被告作田は、傍聴人約15名及び訴訟関係者ら不特定多数の者がいる公開の法廷において、原告酒井について、「うさんくさい患者さんでした。」「当然、会計にも行っていないと思います。」と述べた。

10 **一般聴衆の普通の注意と聞き方からすれば、原告酒井が診断費用を払わないという虚偽の事実を摘示しながら、原告酒井が疑わしくて油断ができない人物であり、診断費用等を踏み倒すような非常識な人物であるとの論評をするものであり、それにより、原告酒井の社会的評価を低下させ、原告酒井の名誉を毀損しており、被告作田には不法行為が成立する。**

(2) 被告作田の証人尋問調書(甲14)のうち、関係する部分は以下のとおりである(下線は原告ら訴訟代理人による。)

15

(片山弁護士)

あと、サカイさんの診断書というのがちょっと問題になっているんですけど、お分かりになりますか。

(作田医師)

20 うさんくさい患者さんでした。

(片山弁護士)

記憶は、残っていますか。

(作田医師)

はい。

25 (片山弁護士)

どういう記憶として残っていますか。

(作田医師)

患者さんが退室しまして、書類を整理しているときに、ふわっとたばこのにおいがしたんです。それで、ひょっとして間違いかと思って、外から事務の女の子を呼んで、それで、一生懸命においをかいでもらいました。そうしたら、やっぱりこれはたばこのにおいだと。それで、これはいけない、1と3と100の一致、1丁目1番地が間違えた診断書を出しちゃったということで、すぐに戻ってもらうように探してくれと言って、そうしたら、事務の女の子は、一生懸命小走りになって外へ出ていきました。それで、私は、そこにある使用モニターを準備して待っていましたが、いつになっても帰ってこないの、恐らく医事課、あるいは全館コールもしたと思います。しかし、いなかった。それで、これはもううさくさい人だなと思いました。

(片山弁護士)

日赤医療センターで、少なくとも、神経内科での診断書の交付の手順なんだけども、まず、診察室で診断書を作成して、担当医師が押印したものを、何て言うんですかね、クリアファイルみたいな、その病院の中で持って歩く書類を挟むファイルに挟んで、患者さん御自身に所定の受付、医事課だとか、会計だとかに回ってもらって、医事課の方で検印、割り印を押して正式に発行する、こういう形を取られてましたか。

(作田医師)

一応、そうです。

(片山弁護士)

それで、サカイさんと、当時は分からないかもしれないけども、不審な人たちがいたときに、すぐに事務の方に追いかけるように言ったときには、医事課の方にもいらっしゃらなかったんですかね。

25 (作田医師)

はい。当然、会計にも行ってないと思います。

5 (3) 原告酒井は、元来、煙草や衣服の繊維などで咳き込む体質であった。その事を理由に、別件訴訟①の審理中である令和元年（2019年）7月に、原告藤井敦子より、「被告作田が本当に別件訴訟①で提出されたような杜撰な診断書を作成するのかどうかを確認するために、被告作田に受動喫煙症の診断について受診してもらうことは可能か」との打診を受け、これを承諾した。

10 原告酒井が、被告作田を受診した際、原告藤井敦子も同席したが、被告作田は、原告酒井の身体を一つも触ることなく、「受動喫煙症レベル3」の診断を下し、その内容の診断書を発行した（甲15）。原告酒井は、被告作田の診察の際に、煙草の煙だけでなくユニクロの繊維でも咳き込むことがあることを被告作田に伝えたが、被告作田が作成した診断書には、「煙草の煙の無いところでは全く症状が起こらない」と原告酒井が説明した内容とは異なる記載がされていた（甲15）。

15 なお、原告酒井は、診察代等の医療費については、その日にうちに全額を支払っている（甲16）。

(4) 前述したように、別件訴訟①に勝訴した藤井夫妻は、訴外千葉ら及び被告作田を被告として、訴権の濫用を理由とする損害賠償請求訴訟②を提起した。

20 その別件訴訟②における本人尋問が横浜地方裁判所において行われた際に、原告酒井は、原告藤井らを支援する立場から傍聴していたところ、その目の前で、前記(1)の証言がされた。

(5) 原告酒井は被告作田に対して、令和5年（2023年）6月12日、被告作田の発言の撤回を求めて内容証明郵便（甲17の1、2）を送付したが、期限である同年6月末までに回答がなかったため、本件訴訟を提起するに至ったものである。

25 2. 原告藤井敦子に対する名誉毀損行為

(1) 法廷での証言による名誉毀損行為

ア 令和5年2月9日、横浜地方裁判所において実施された別件訴訟②における被告作田の被告本人尋問の際に、被告作田は、傍聴人約15名及び訴訟関係者らによる不特定多数の者がいる公開の法廷において、原告藤井敦子について、「要するに、この2人のうちどちらかがたばこを吸っていた

5 んではないかと。それで、男の方は、たばこが苦手な人だったとすれば、あなたしかないじゃないですか。」「あなたというか藤井さん。」と発言した。

イ 被告作田の証人尋問調書（甲14）のうち、関係する部分は以下のとおりである（下線は原告ら訴訟代理人による。）。

10

（被告作田）

要するに、この2人のうちどちらかがたばこを吸っていたのではないかと。

それで、男の方は、たばこが苦手な人だったとすれば、あなたしかないじゃないですか。

15

（片山弁護士）

あなたと言ってるのは。

（被告作田）

あなたというか藤井さん。

（片山弁護士）

20

藤井敦子さんのことを、今、あなたと言いましたか。

（被告作田）

はい。

25

被告作田は、これまで、別件訴訟①以来、原告藤井敦子の喫煙の可能性について言及していたが、ここにおいて、「原告が喫煙者だ」と断定するに至ったのである。

ウ 一般聴衆の普通の注意と聞き方からすれば、被告作田のこの発言は、原告藤井敦子が喫煙者であり、訴外千葉らに対して受動喫煙症のレベル3又は4の重篤な被害を与えた加害者であるとの事実摘示をするものであり、それにより、原告藤井敦子の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損しているから、被告作田には不法行為が成立する。

(2) 裁判所に提出された陳述書による名誉毀損行為

ア 被告作田は、別件訴訟②において、被告作田側から提出された被告作田作成の2023年（令和5年）1月16日付陳述書（同年1月18日ころに裁判所に提出）において、次のように陳述している（甲18）。

「特に、藤井氏らは、ユーチューバーらと共に、ユーチューブ等を通じて、反作田学、反禁煙学会、反喫煙規制派と評価せざるを得ないヒステリック且つ悪質な嫌がらせ行為を繰り返しており、本件訴訟もそのような嫌がらせの一環であり、更には売名若しくは自身のSNS等の宣伝効果を狙ったものとすら推察せざるを得ず（以下略）」

イ 訴訟記録を閲覧する一般人の普通の注意と読み方からすれば、被告作田のこの発言は、原告藤井敦子が、①被告作田、禁煙学会、喫煙規制派に反対する立場で嫌がらせを行っているとの事実を摘示をした上で、それがヒステリックで悪質との論評をするとともに、②本件訴訟（別件訴訟②のこと。以下、同じ。）もそのような嫌がらせの一環であるとの事実を摘示し、③本件訴訟は、原告藤井敦子の売名若しくは自身のSNS等の宣伝効果を狙ったものであるとの事実を摘示するものであり、それらにより、原告藤井敦子の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損しているから、被告作田には不法行為が成立する。

第4 原告らが受けた損害

1 原告酒井について

(1) 精神的損害

原告酒井は、被告作田の前記第3、1記載の名誉毀損行為により、著しい
5 精神的苦痛を受けたものであり、それを慰謝するための慰謝料としては、少
なくとも50万円を下らない。

(2) 弁護士費用

原告酒井は、本件訴訟を原告訴訟代理人に委任せざるを得なかったが、相
当因果関係が認められる弁護士費用としては5万円が相当である。

10 (3) 小 計

よって、被告作田は原告酒井に対して、合計55万円の損害賠償義務があ
る。

2 原告藤井敦子について

(1) 精神的損害

15 原告藤井敦子は、被告作田の前記第3、2、(1)及び同(2)記載の各名誉毀
損行為により、著しい精神的苦痛を受けたものであり、それを慰謝するた
めの慰謝料としては、それぞれ50万円、合計100万円を下らない。

(2) 弁護士費用

原告酒井は、本件訴訟を原告訴訟代理人に委任せざるを得なかったが、相
20 当因果関係が認められる弁護士費用としては10万円が相当である。

(3) 小 計

よって、被告作田は原告藤井敦子に対して、合計110万円の損害賠償義
務が

25 第8. 結 語

よって、①原告酒井は、被告作田に対して、不法行為に基づく損害賠償金と

して金55万円及びこれに対する最終の不法行為の日である令和5年2月9日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払、②原告藤井敦子は、被告作田に対して、不法行為に基づく損害賠償金として金110万円及びこれに対する最終の不法行為の日である令和5年2月9日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

証 明 方 法

甲第1号証から甲第18号証を提出する（追って証拠説明書を提出する）。
10 その他、必要に応じ、口頭弁論にて提出する。

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
15	2 甲号証写し	1通
3	訴訟委任状	2通

以上